

宿泊施設が取り組む感染防止対策などを補助します！

(熊本県観光拠点支援事業費補助金公募要領)

中小の宿泊事業者に対して、感染防止対策や、新たなメニュー開発等、「新しい生活様式」に対応しながら、宿泊者を増やすための取り組みを広く支援します。

1. 補助対象

- 熊本県内で旅館業法の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」の許可を得て、宿泊施設を営業している中小企業者
- 国の持続化給付金や雇用調整助成金、県の休業要請協力金や事業継続支援金等、売上の減少補填や事業継続のための給付金を受けていても、当補助金の申請は可能です。
- 国、県又は市町村の新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組み等に対する補助金の交付を受けている場合でも、この補助金を別の物品購入等のために活用する場合は、申請することができます。同一の取組みに対して、重複して申請することはできません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項(4)に規定する宿泊施設（ラブホテル等）は、対象となりません。

※対象となる中小企業者（旅館業）

- ①「資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社」
 - ②「常時使用する従業員の数200人以下の会社や個人」
- のどちらか（または両方）を満たす必要があります。①、②は、宿泊施設を経営する会社全体の資本金額や従業員の数です。

2. 補助率及び補助上限額

○補助率は、補助対象経費の3/4以内です。

○補助金額の上限は、以下のとおりです。

宿泊施設の収容定員	補助上限額	上限額の交付を受けるために必要な自己負担額	上限額の交付を受けるために必要な事業費総額
25人以下	10万円	34,000円以上	134,000円以上
26人～50人	15万円	50,000円以上	200,000円以上
51人～100人	30万円	100,000円以上	400,000円以上
101人～150人	45万円	150,000円以上	600,000円以上
151人～200人	60万円	200,000円以上	800,000円以上
201人～250人	80万円	267,000円以上	1,067,000円以上
251人以上	100万円	334,000円以上	1,334,000円以上

3. 補助対象経費

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施する以下の取組みに要する経費が対象です。

・ 感染防止に必要な物品の導入

例) 換気システム、空気清浄機、体温測定器、食事提供をビュッフェ形式から個食に変更するために必要な食器類、アクリル板 等

・ 「新しい生活様式」に対応した業務改善や生産性向上に必要な備品の購入や職員研修等

例) 食器洗浄機、パソコン、インターフォン、研修講師謝金 等

・ 地元産農林水産物を活用した新たな食事メニューの開発

例) メニュー開発のアドバイザーへの謝金、試作に必要な原材料費 等

・ 施設の安全性や地元産農林水産物を活用した食事等をPRするためのプロモーション

例) 雑誌掲載の広告料、チラシ作成費、ウェブサイトリニューアル費用 等

・ その他、安全・安心を担保する取組みや、宿泊者を増やすための取組みを広く補助の対象とします。ご質問があれば、事務局までお問い合わせください。

4. 補助対象期間

○原則として、補助金の交付決定後、実績報告書の提出期限である令和2年11月30日までに実施する取組みを対象とします。なお、令和2年4月7日（一部都道府県における緊急事態宣言の発令日）以降で交付決定の前に行われた取組みについても対象とすることができます。

5. 申請手続きについて

(1) 申請期間

令和2年7月1日（水）～9月30日（水）（必着）

(2) 申請方法

郵送で提出をお願いします。申請書の様式等、詳細は説明会にて資料を配布します。近日中に熊本県観光連盟及び熊本県のホームページにも掲載予定です。

本補助金に関するお問合せ窓口

●専用電話番号 096-243-0082 電話受付時間：平日 9:00～17:00

※6月26日開設予定。6月25日までは、メール又は096-333-2356 熊本県観光物産課までお問い合わせください。

●メールアドレス shien@kumakanren.or.jp